

戸田市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和5年4月

戸田市健康福祉部障害福祉課

目次

1. 戸田市地域生活支援拠点等事業について	3
2. 地域生活支援拠点等の機能を担うことができる事業所とその役割	4
3. 地域生活支援拠点等事業所として登録することにより算定が可能となる加算について	8
4. 申請手続について	11
参考資料：運営規程記載例	13
地域体制強化共同支援記録書	14
体験利用支援記録書	15

1. 戸田市地域生活支援拠点等事業について

地域生活支援拠点等事業とは、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活を見据えつつ、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、地域生活における障害者等やその家族の緊急事態に対応できる体制を構築する事業です。具体的には次の2つの目的を持ちます。

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所等の活用で地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。
- ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することで、障害者等の地域での生活を支援します。

戸田市では、以下の5つの機能を地域の複数の事業所が分担して担う「面的整備型」の体制をイメージして整備を進めていきます。

（1）相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受入れ・対応機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場の機能

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能

（4）専門的人材の確保・養成の機能

医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有する障害者等及び高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能

（5）地域の体制づくりの機能

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2. 地域生活支援拠点等の機能を担うことができる事業所とその役割

(1) 相談機能

①相談機能の内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。戸田市障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所が実施します。

②相談機能を担い、加算請求ができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の支援が見込めない対象者に対しては可能な限り地域定着支援を導入する。 ・それが困難な場合は、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行う。 (例：緊急時の対応方法について家族と事前に話をしておく、短期入所の体験利用※1の調整を行う等) ・サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。 	※1 ここでいう体験利用とは、初めての短期入所は本人も受け入れ側も不安になるため、事前に短期入所の利用を体験しておくこと。

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

①緊急時の受け入れ・対応機能の内容

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。戸田市障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所が調整を行い、各サービス事業所や医療機関等が実施します。

②緊急時の受け入れ・対応機能を担い、加算請求ができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関 	

	への入院に限らず、障害者等の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。	
短期入所事業所	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、協力する。	
訪問系サービス事業所 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) 重度障害者等包括支援事業所 自立生活援助事業所 一般相談支援事業所 (地域定着支援)	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、協力する。 (例：相談支援事業所や利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行う。)	

(3) 体験の機会・場の機能

①体験の機会・場の機能の内容

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能。戸田市障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所が調整を行い、各サービス事業所等が実施します。

②体験の機会・場の機能を担い、加算請求ができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 一般相談支援事業所 (地域移行支援)	・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。	
施設入所支援事業所 日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) 短期入所事業所	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、協力する。	【体験に送り出す側】 (施設入所支援事業所、療養介護事業所、日中活動系サービス事業所) ・体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。また、利用者に

		<p>対して体験的な利用支援を行うにあたり、相談援助を行う。</p> <p>【体験を受け入れる側】 (共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所、短期入所事業所)</p> <p>・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、協力する。</p>
--	--	--

(4) 専門的人材の確保・養成の機能

①専門的人材の確保・養成の機能の内容

医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有する障害者等及び高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能

②専門的人材の確保・養成の機能を担うことができる事業所とその役割

障害福祉課と戸田市障害者基幹相談支援センターが連携して実施していきます。

(5) 地域の体制づくりの機能

①地域の体制づくりの機能の内容

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。戸田市障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所が実施します。

②地域の体制づくりの機能を担い、加算請求ができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<p>・支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。</p> <p>必要に応じて協議会等※1にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。</p> <p>※この機能については、相談支援連絡</p>	<p>※1 協議会等とは、相談支援連絡会とする。</p>

	会に年間開催回数の半数以上に出席することで、機能を担っているものと認める。	
--	---------------------------------------	--

3. 地域生活支援拠点等事業所として登録することにより算定が可能となる加算について

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）【報酬告示別表の16】

②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者3者以上と共同で対応し、協議会等に報告した場合に算定【報酬告示別表の17】

なお、当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。【報酬告示別表の17の留意事項通知】

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録※するものとし、作成した記録は5年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければならない。

※記録書の様式は、「地域体制強化共同支援加算に係る記録書様式」を使用してください。

(2) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）が対象の加算

- ・緊急時対応加算 100単位/回（月2回を限度）
+50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。（緊急時の対応を行った場合に算定）

(3) 自立生活援助事業所が対象の加算

- ・緊急時支援加算（I） 711単位/日
+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた自立生活援助事業所について、地域生活

支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。(緊急時の対応を行った場合に算定)

※当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算。

(4) 一般相談支援事業所(地域定着支援)が対象の加算

- ・緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日
+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。(緊急時の対応を行った場合に算定)

(5) 短期入所事業所が対象の加算

- ・地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日(利用開始日のみ算定)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算。(利用者全員に対し、緊急時の受入れに限らず算定)

(6) 一般相談支援事業所(地域移行支援)が対象の加算

①障害福祉サービスの体験利用加算

障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

【報酬告示別表第1の4】

- ・初日から5日目まで 500単位/日
+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- ・6日目から15日目まで 250単位/日
+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

②体験宿泊加算

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日以内に限り算定【報酬告示別表第1の5】

・体験宿泊加算(Ⅰ)

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

300単位/日

+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

・体験宿泊加算(Ⅱ)

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験

的な宿泊支援を行った場合

700単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（7）日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

・障害福祉サービスの体験利用支援加算

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定。当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録※すること。

※記録書の様式は、「体験利用支援加算に係る記録書様式」を使用してください。

【報酬告示別表第6の13等】

・初日から5日目まで 500単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（8）施設入所支援事業所が対象の加算

・体験宿泊支援加算 120単位/日

施設利用者の宿泊体験を支援した場合【報酬告示別表第9の8の2】

4. 申請手続について

(1) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等を担う事業所として登録するに当たって、「2. 地域生活支援拠点等の機能を担うことができる事業所とその役割」に記載している、「相談機能」、「緊急時の受け入れ・対応機能」、「体験の機会・場の機能」、「地域の体制づくりの機能」のいずれかを担うことを事業所の運営規程に記載する必要があります。どの機能の記載が必要かは、事業所によって異なります。

事業所別の運営規程に記載が必要な機能

事業所	①	②	③	④
特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所	○	○	○	○
短期入所事業所		○	○	
訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）		○		
自立生活援助事業所		○		
一般相談支援事業所（地域定着支援）		○		
一般相談支援事業所（地域移行支援）			○	
施設入所支援事業所			○	
日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）			○	

①相談機能、②緊急時の受け入れ・対応機能、③体験の機会・場の機能、④地域の体制づくりの機能

(2) 申請書の提出

戸田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書と必要書類を揃えて、障害福祉課に提出してください。

提出書類

- ・戸田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

※登録申請書の提出日は、変更後の運営規程の施行日以降にしてください。

- ・運営規程の変更届出書（受付印のあるもの）の写し（新規事業所の場合は指定申請書の写し）

- ・必要な機能の記載がある運営規程の写し

- ・戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第2項に該当する旨を証する書面（指定通知書等）の写し

戸田市が指定している特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所は、上記提出書類の他に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（届出書別紙1）」を提出してください。

（3）登録

障害福祉課で登録手続きが完了しましたら、戸田市地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、戸田市地域生活支援拠点等事業所登録通知書を事業所に送付します。

※埼玉県指定の事業所は、「登録通知書の写し」を添付して、体制届等を県へ提出する必要があります。

※戸田市指定事業所、埼玉県指定事業所ともに、加算を算定する月の前月の15日までに体制届等を提出する必要があります。

戸田市地域生活支援拠点等事業所名簿に登録した事業所は、ホームページ等で公表します。

申請書類の提出先及びこのガイドラインに関する問合せ先

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市役所健康福祉部障害福祉課 障害庶務担当

電話 048-441-1800（代表）内線273・297

参考資料

運営規程記載例

地域生活支援拠点等を担う事業所として登録する際には、下記の項目を運営規程に追加してください。

下記のすべての項目を追加する必要はありません。事業所ごとに必要な機能について項目を追加してください。必要な機能については、11ページの「4. 申請手続について」の「(1) 運営規程の変更」の「運営規程に記載が必要な機能」の表を参照してください。(4)の専門的人材の確保・養成の機能については、戸田市障害者基幹相談支援センターが担いますので、運営規程に追加する必要はありません。

なお、下記は運営規程の記載例です。実際の運営規程は、事業所の実態に応じた規程として、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として、次のとおりの機能を担う。</p> <p>(1) 相談機能</p> <p>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーター、相談その他必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応機能</p> <p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場の機能</p> <p>地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成の機能</p> <p>医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有する障害者等及び高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくりの機能</p> <p>コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>

体験利用支援記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称	
実施日中活動系サービス	
連携先地域移行支援事業者名	
体験利用支援の利用日 利用期間・支援時間・実施場所	利用期間:令和 年 月 日～令和 年 月 日(日間) 支援時間: : ~ : 実施場所:
担当日中活動系事業所名: 主な担当従業員(氏名): 連絡先:	

【利用者情報】

ふりがな
利用者氏名
生年月日(大・昭・平・令) 年 月 日(歳)

【体験利用支援に関わる従業員】

体験利用支援に関わる従業員	所属名	職種	氏名

※ 以下のいずれかの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

【体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

① 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者等支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
--	--

【体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談援助の内容】

① 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
② 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

【その他(特記事項)】

--